

木津川市指定給水装置工事事業者 新規申請・更新の案内

「指定」及び「指定の更新」を受けるための手続きは、以下のとおりです。

提出様式	添付書類
《新規申請・更新時共通》 ◆指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1） (※表裏両面印刷をお願いします。) ◆誓約書（様式第2） ◆給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (様式第3) ◆機械器具調書(別表) (※写真と一致するように記載してください。)	《新規申請・更新時共通》 【法人事業者】 ①登記簿謄本(発行日から3ヶ月以内) ②定款の写し又は寄付行為の写し ③主任技術者免状の写し ④事業所の位置図・写真(外観・室内) ⑤機械器具の写真(種別ごと) 【個人事業者】 ①住民票(発行日から3ヶ月以内) ②主任技術者免状の写し ③事業所の位置図・写真(外観・室内) ④機械器具の写真(種別ごと)
《更新時のみ》 ◆指定給水装置工事事業者 指定更新時確認書 (※表裏両面印刷をお願いします。)	《更新時のみ》 ①旧指定証（新指定証交付時に返納）
《郵送申請及び指定証の郵送交付を希望される場合》 ◆返信用封筒(角2の封筒に180円以上の切手貼付又はレターパック)を必ず同封してください。 ◆返信用封筒の同封がない場合、指定証は窓口での交付となります。	
指定手数料 … 15,000円	
※郵送で申請される場合は、納付書を郵送しますので、指定証郵送用とは別の返信用封筒を同封していただき、納付後は速やかに領収書のFAXをお願いいたします。納付確認後からの審査となります。	
《受付》	隨時受付(平日:午前8時30分～午後5時まで) 但し、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始は除きます。
《問い合わせ》	木津川市上下水道部 業務課 給排水係 〒619-0221 京都府木津川市吐師上柏谷17-1 TEL:0774-75-1250 FAX:0774-72-7331